



春の高山祭の様子（岐阜県高山市）

歴史的 風致を守る

歴史まちづくり法 施行 特集2

城、神社、仏閣……

我が国のまちには、歴史上価値の高い建造物が、
またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されています。
そしてそこには歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれ、
地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

「歴史まちづくり法」（正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）は、
このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。

ここでは、歴史的資産を活かしたまちづくりに取り組む全国の市町村を積極的にサポートする
「歴史まちづくり法」の概要をご紹介します。

歴史まちづくり法制定の背景

都市・地域整備局 公園緑地・景観課

歴史的風致とは

地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義（法第1条）されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

歴史的風致が失われる現状

維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手不足などにより、全国各地で町家などの歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。



景観にそぐわない近代的なビルが建設され、歴史的風致が損なわれている



町家が壊され、空き地が目立ち歴史的風致が損なわれている

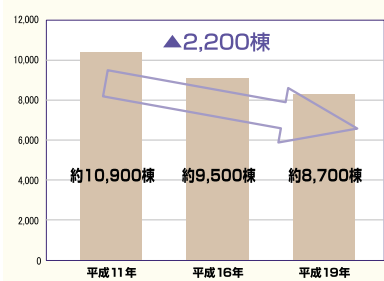


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟（全体の約20%）の歴史的建造物が失われている。
※出典：金沢市資産税課（H19）

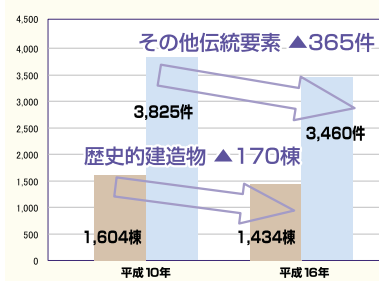


図2 萩市旧城下町地区の例

6年間に170棟（約10.6%）の歴史的建造物が失われ、その他伝統要素（塀、垣等）では、365件（約10%）が失われている。
※出典：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門（H16）

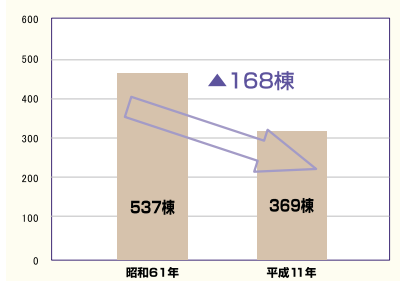


図3 台東区の例

13年間に、168棟（約31.3%）の住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まいが失われている。
※出典：東京芸術大学・台東区（H14）

法制定の背景

これまで我が国の歴史的なまちなみの保全については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づき制度がありました。

しかしながら、

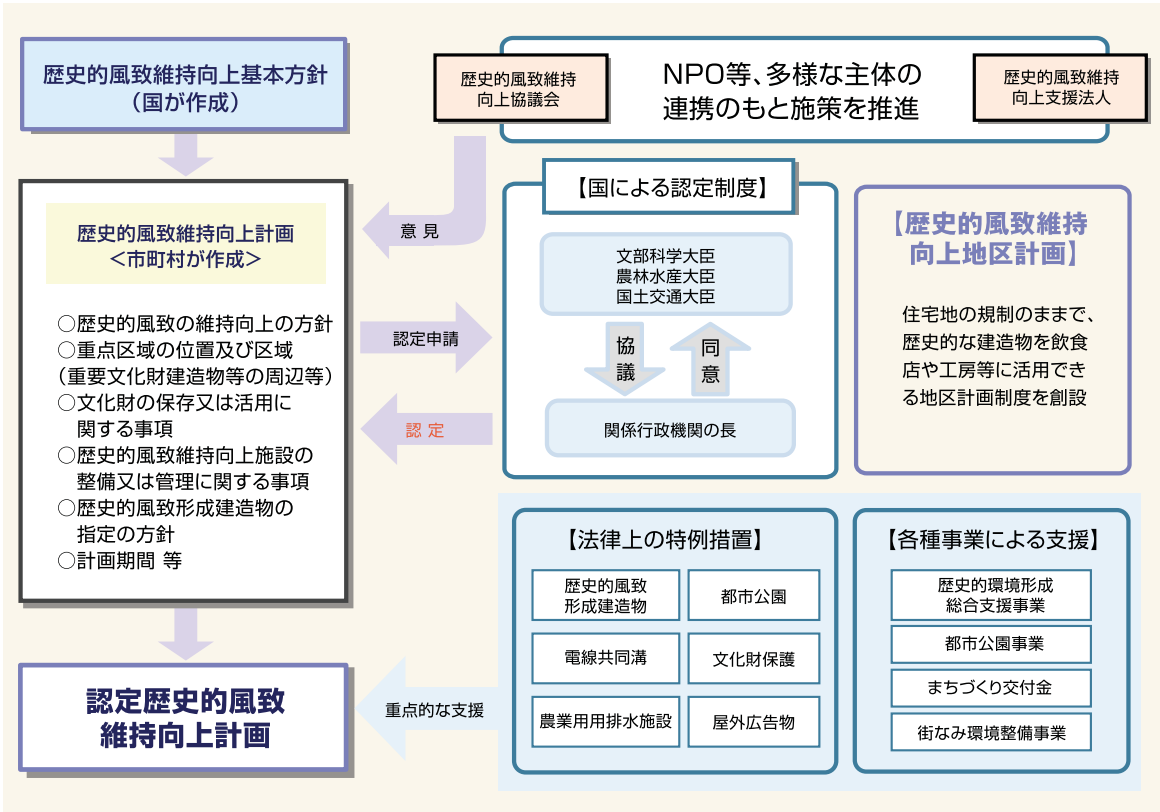
- ・ 古都保存法は、その対象を京都、奈良、鎌倉など10都市のみの古都に限定され、さらにその周辺における自然的環境に限定していること
- ・ 文化財保護法は、文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと

・ 景観法や都市計画法は、規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと

といった限界がありました。

そこで、全国の市町村を対象に、歴史まちづくりの実施に携わる「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組みを国が支援する新たな制度として、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「歴史まちづくり法」が制定されました。

歴史まちづくり法の仕組み



歴史まちづくり法（正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）は、平成20年5月16日に成立、同月23日に公布。本年11月4日に施行されました。

歴史的風致維持向上基本方針

- I. 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義
 - ◆地域の新たな文化や産業の創造の源や、当該地域を訪れる人が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値
 - ◆地域活性化につながるるとともに、伝統文化の保存、継承するに当たり重要な意味
- II. 重点区域の設定
 - ◆重点区域の定義
 - ◆施策の実施の必要性和重点区域との関係
 - ◆重点区域の規模
- III. 文化財の保存及び活用
 - ◆文化財の適切な保存と活用の必要性
 - ◆文化財の総合的把握と、基本的な構想に基づく取組みの必要性
 - ◆まちづくり行政と文化財行政との連携
 - ◆都道府県文化財部局との連携
- IV. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理
 - ◆歴史的風致維持向上施設の定義
 - ◆具体的な記載内容イメージ
 - ◆施設管理者との同意
 - ◆史実に即することや景観上の配慮、効果の検証
- V. 良好な景観の形成に関する施策との連携
 - ◆景観法などによる総合的、一体的な施策の必要性
 - ◆重点区域における景観計画の活用と計画への位置づけ
 - ◆重点区域における景観地区、高度地区、風致地区、歴史的風致維持向上地区計画など都市計画の活用
- VI. 歴史的風致向上計画の認定
 - ◆歴史的風致維持向上計画の認定基準
 - ◆認定と連携した支援措置
 - ◆認定の手続き（認定申請、記載事項など）
 - ◆その他の支援措置
 - ◆認定と連携した法に定める措置
- VII. その他重要事項
 - ◆歴史的風致維持向上協議会
 - ◆歴史的風致維持向上支援法人
 - ◆歴史的風致維持向上地区計画

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村は、国が作成する「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することができます。そして、国は認定された「歴史的風致維持向上計画」に基づいて、法律上の特例措置や各種事業により重点的な支援を行います。

本方針は、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的事項を定めたものです。また同時に、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成する際の指針となるほか、国が当該計画を認定する際の基準となります。

図1

歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ

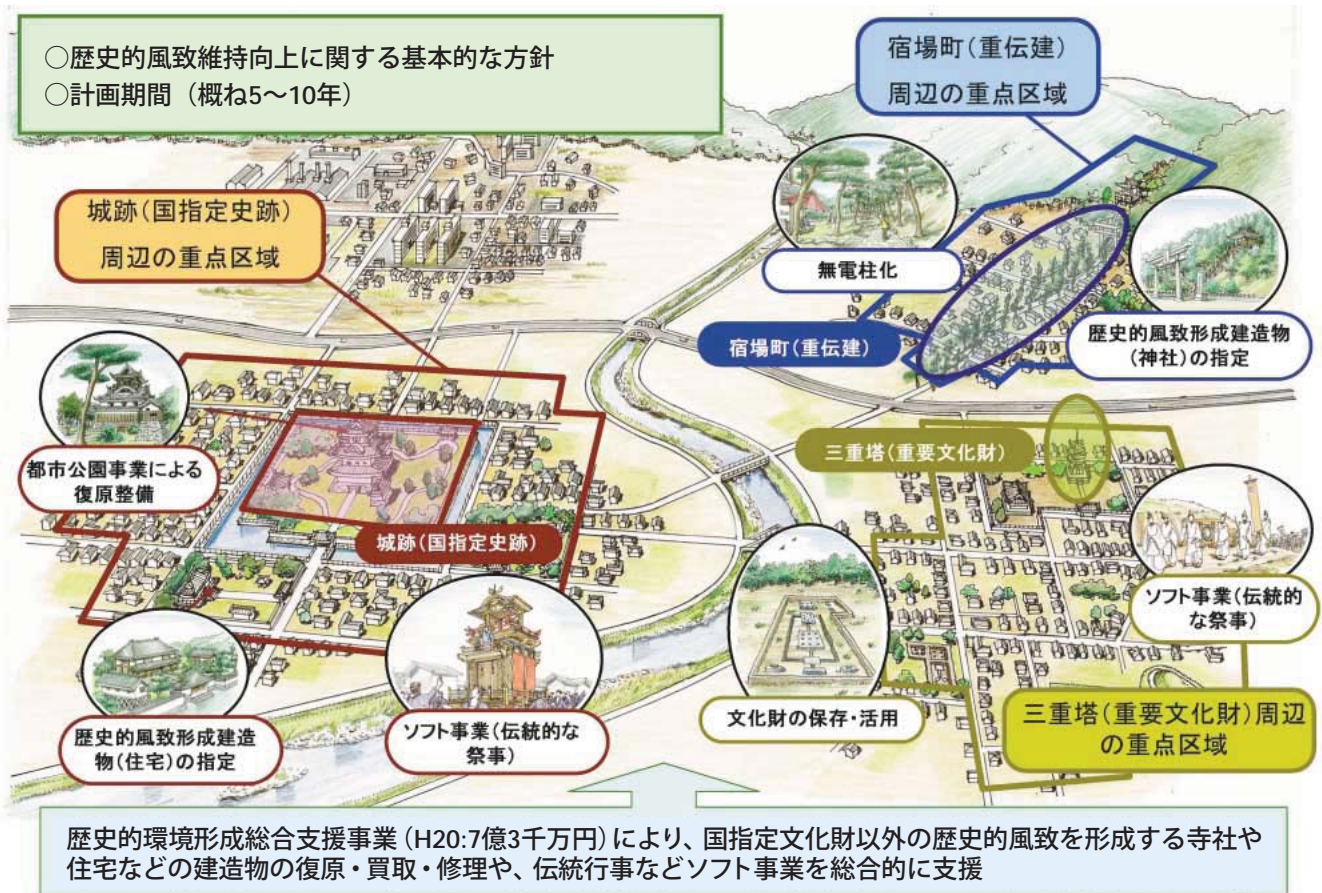


図2

歴史的風致維持向上計画

市町村は、基本方針に基づき、「歴史的風致維持向上計画」を作成する際には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

・ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

・ 重点区域の位置及び区域

・ 文化財の保存又は活用に関する事項

・ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

・ 歴史的風致形成建造物の指定の方針

・ 計画期間 など

計画のイメージは図2のとおりです。

認定計画に基づく各種事業による支援

歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致形成建造物の復原・修理などを中心としたハード・ソフト(建造物に関連した伝統行事の開催など)両面にわたる取組みを総合的に支援します。

都市公園事業

史跡、城跡などを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものが補助対象施設となります。公園管理者以外の地方公共団体や歴史的風致維持向上支援法人に対しても支援します。



ホームページでは、歴史まちづくり法関係法令、国の基本方針、関連する支援制度の概要、その他関係情報掲載しておりますので、是非ご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

お問い合わせ

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室

電話 03-5253-8954

FAX 03-5253-1593

歴史的風致を 有するまち



石川県金沢市

金沢城、兼六園を核とした近世城下町の都市構造、歴史遺産が良好に残っている金沢。それらの中で一体となって近世以来の伝統を伝える多様な文化や工芸技術が息づいている。

重要伝統的建造物群保存地区周辺で、
今もなお伝統的な産業が営まれている



滋賀県彦根市

彦根は、古くから交通の要衝として長い歴史を刻んできた。彦根城とその城下町、山麓に展開する社寺仏閣、東山道・東海道・中山道と名を変えた街道と高宮宿・鳥居本宿などで形成される市街地において茶道や能楽などをはじめとした伝統文化が根付いている。

岐阜県高山市

春の山王祭と秋の八幡祭とあわせて「高山祭」と呼ばれており、その起源は16世紀から17世紀といわれている。三町・下二之町大新町伝統的建造物群保存地区や重要文化財日下部家住宅などがある歴史的な町並みを豪華絢爛の屋台や伝統衣装をまとった行列が巡る。



重要文化財等建造物周辺で、
今も続いている祭礼行事



愛知県犬山市

針綱神社の祭礼として江戸時代から続く犬山祭は、寛永12年（1635）に始まったといわれている。国宝犬山城の城下町を車山が巡行する祭礼は、歴史的な趣を残す町のたたずまいを一層際立たせるとともに、からくり人形などに見られる匠の技巧や歴史と文化が融合することで、全国的にも貴重な光景を繰り広げている。

日本全国各地には、歴史的風致を有しているまちがまだまだたくさんあります。

「歴史まちづくり法」の最大のポイントは、“まちづくり行政と文化財行政との連携”。

国土交通省は、農林水産省、文化庁と連携して歴史まちづくりを進めようとする全国の市町村を多様な支援制度でサポートしていきます。